

# 清流

令和5年11月1日発行

令和 5 年度

  
みどり  
水土里ネット  
安曇川沿岸  
(安曇川沿岸土地改良区)  
第35号



安曇川合同井堰（令和5年9月13日撮影）

## 目次

- |                  |     |                  |     |
|------------------|-----|------------------|-----|
| ◆ 理事長あいさつ        |     | ◆ 県営かんがい排水事業等の概要 | … 5 |
| ◆ 新役員の紹介         | … 2 | ◆ こんなときは届出が必要です  |     |
| ◆ 新総代の紹介         |     | 組合員の変更、農地転用について  |     |
| ◆ 令和5年度連絡調整員の紹介  |     | 口座振替契約について       | … 6 |
| ◆ 第73回 通常総代会を開催  | … 3 | ◆ 賦課金について        |     |
| ◆ 令和4年度 完了事業     |     | 転作による減額について、     |     |
| ◆ かんがい事業の補助金について | … 4 | 令和5年度賦課金について     | … 7 |
| ◆ 令和5年度 実施予定事業   | … 5 | ◆ 改良区からのお知らせ     | … 8 |



## ごあいさつ

### 安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川 幸雄

晩秋の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当改良区の運営や業務の推進に格別なるご理解とご協力、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

去る6月の役員会においてご推挙いただき、理事長として2期目を務めさせていただくことになりました。微力ではございますが、任務の重責を自覚し、業務の遂行に全力を尽くして参る所存でございます。組合員の皆様には引き続き、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、国内外ともに農業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。とりわけ、ロシアによるウクライナ侵攻等による物価の高騰は、農業経営にも大きな影響を及ぼし、我々農業者にとっても危機的な状況といえます。

私たちの農業農村は、古来より国民の生活を支える食料を安定的に供給するという使命と併せ、国土の自然環境の保全、そして良好な美しい景観の形成、更には地域

文化の伝承など、地域の資源として多面的な機能を持っています。

これらの地域資源が様々な機能を発揮するため、土地改良施設の適切な整備を図ることが必要と考えます。

当改良区が管理している施設は、多くが60年以上経過しており、老朽化が激しい箇所から順次改修整備を進めています。

現在の整備状況としましては、安曇川河川内にある床止工の改修工事を継続して実施し、下古賀地先の安曇川左岸2期地区の水路改修を今年度完了する予定です。また、新規事業として、安曇川合同井堰下流の隧道工と、新旭町安井川地先の管水路の改修工事を県営事業で進めていく計画となっています。

灌漑用水につきましては、今年度は雨に恵まれ、比較的安定して用水を供給することができましたが、安曇川の河床低下や異常気象により、三重生井・饗庭井からの取水が困難な状況が続いております。過度な取水や用水のかけ流しは、下流域の水不足に繋がります。今後とも節度ある取水にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、役職員一同、当改良区の適切な管理運営、並びに施設の効果的な維持管理に努めて参りますので、組合員の皆様には、より一層のご支援・ご協力を心よりお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

## 新役員の紹介(敬称略)

任期:令和5年6月7日～令和9年6月6日

去る5月27日開催の第91回臨時総代会において新役員として次の方々を選任され、6月開催の監事会及び理事会で、下記のとおり役員が互選されました。

### 《理事長》

安曇川町 田中 中川 幸雄

### 《副理事長》

新旭町 饗庭 中西 與志 治

### 《事業担当理事》

安曇川町 常磐木 三 生 一 郎

### 《会計担当理事》

安曇川町 田中 藤 澤 一 夫

### 《理事》

安曇川町 南古賀 清 水 秀 雅

安曇川町 西方木 瀧 本 久 雄

安曇川町 西方木 地 村 と し 子

新旭町 旭 森 田 一 男

新旭町 新庄 橋 本 昌 巳

新旭町 北畑 上 原 敏 雄



### 《総括監事》

安曇川町 常磐木 万 木 嘉 蔵

### 《監事》

新旭町 饗庭 足 立 哲 夫



## 新総代の紹介(敬称略)

任期:令和5年5月6日~令和9年5月5日

下古賀 北川 良治	仁和寺 林 秀男	五番領 嶋 正人	青柳 柴田 敬三	薬園 桂田 諄和
下古賀 井上 公一	上寺 横井 人司	庄堺 長宗 徳雄	新庄 大藤 耕平	薬園 一井 直樹
上古賀 平井 勝己	沖田 奥谷 義則	三尾里 日置 直知	新庄 古田 敬一	米井 中 西 裕
上古賀 平井 清次	三田 白藤 政喜	三尾里 八田 忠徳	川原市 岡田 芳彦	今市 上田 正芳
長尾 川島 耕一	南市 安原 正行	西万木 井保 吉文	井ノ口 中村 武	山形 坂尾 勇造
中野 中村 英明	南市 熊谷 智広	西万木 村田 佳三	安養寺 栗原 隆二	田井 饗庭 庄威
南古賀 西澤 政夫	十八川 枝 主市	西万木 横木 秀和	北畑 吉廣 和彦	霜降 山川 三津浩
馬場 横井 喜久	十八川 八木 権次	青柳 白井 茂	北畑 安藤 道雄	針江 石津 大輔

## 令和5年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

任期:令和5年4月1日~令和6年3月31日

下古賀 北川 良治	三田 早藤 良昭	三重生 多胡 重孝	安養寺 上原 康夫	辻沢 足立 功
上古賀 嶋本 昌知	佐賀 高木 淳	庄堺 駒井 岳夫	北畑 安藤 孝雄	今市 馬場 栄
長尾 廣瀬 共之	沖田 前川 和博	上寺 小川 長雄	薬園 森田 真隆	平井 長崎 隆浩
中野 中村 英明	北出 石島 一明	十八川 八木 権次	太田 清水 均	田井 饗庭 庄威
南古賀 中村 耕一	三尾里 土井 健司	青柳 柴田 敬三	深溝 入江 功	森 栄原 和也
南市 永谷 武久	西万木 瀧本 大輔	新庄 古田 嘉忠	針江 上原 敏一	堀川 八田 久義
下ノ城 志村 里士	五番領 福井 茂夫	川原市 岡田 弘幸	五十川 中村 義之	山形 井保 竜也
仁和寺 村山 雅和	馬場 西川 敏春	井ノ口 中村 智久	米井 中 西 裕	霜降 吉野 弘一

## 第73回 通常総代会を開催

### 【総代会提出議案】

- 第1号議案 令和3年度 事業報告及び一般会計決算並びに財務諸表の承認について
- 第2号議案 令和4年度 一般会計補正予算(第1号)
- 第3号議案 令和4年度 一般会計補正予算(第2号)
- 第4号議案 定款の一部改正について
- 第5号議案 定款付属書 総代選挙規定の一部改正について
- 第6号議案 定款付属書 役員選任規程の一部改正について
- 第7号議案 加入金について
- 第8号議案 規約の一部改正について
- 第9号議案 令和5年度 事業計画について
- 第10号議案 令和5年度 決済金算定基準の変更について
- 第11号議案 令和5年度 役員報酬について
- 第12号議案 令和5年度 組合費の賦課徴収方法について
- 第13号議案 令和5年度 歳計現金の預入先について
- 第14号議案 令和5年度 一時借入金について
- 第15号議案 令和5年度 長期借入金について(県営かんがい排水事業)
- 第16号議案 令和5年度 長期借入金について(県営経営体育成基盤整備事業)
- 第17号議案 令和5年度 一般会計予算について



令和5年3月18日開催の通常総代会において議案審議の結果、左記の17議案が原案どおり全て可決承認されました。

### ◇ 令和3年度 一般会計収支 決算 の報告

収 入	決 算 額	支 出	決 算 額
1 土地改良事業費収入	52,709,134 円	1 土地改良事業費支出	46,126,381 円
2 兩替事業収入	1,218,720 円	2 一般管理費支出	31,182,122 円
3 基本財産運用収入	17,020 円	3 土地改良事業負担金支出	11,325,000 円
4 特定資産運用収入	154,928 円	4 借入金返済支出	1,329,513 円
5 補助金等収入	32,360,000 円	5 支払利息	253,148 円
6 交付金収入	800,000 円	6 固定資産取得支出	1,553,956 円
7 審付金収入	15,000 円	7 特定資産積立支出	8,507,757 円
8 雑収入	1,300,837 円	8 雑支出	30,000 円
9 借入金収入	8,490,000 円	9 予備費	0 円
10 特定資産取崩収入	1,885,798 円		
11 固定資産売却収入	610,000 円		
12 前年度繰越金	4,097,852 円		
<b>合 計</b>	<b>103,659,289 円</b>	<b>合 計</b>	<b>100,307,877 円</b>

### ◇ 令和5年度 一般会計収支 予算 の報告

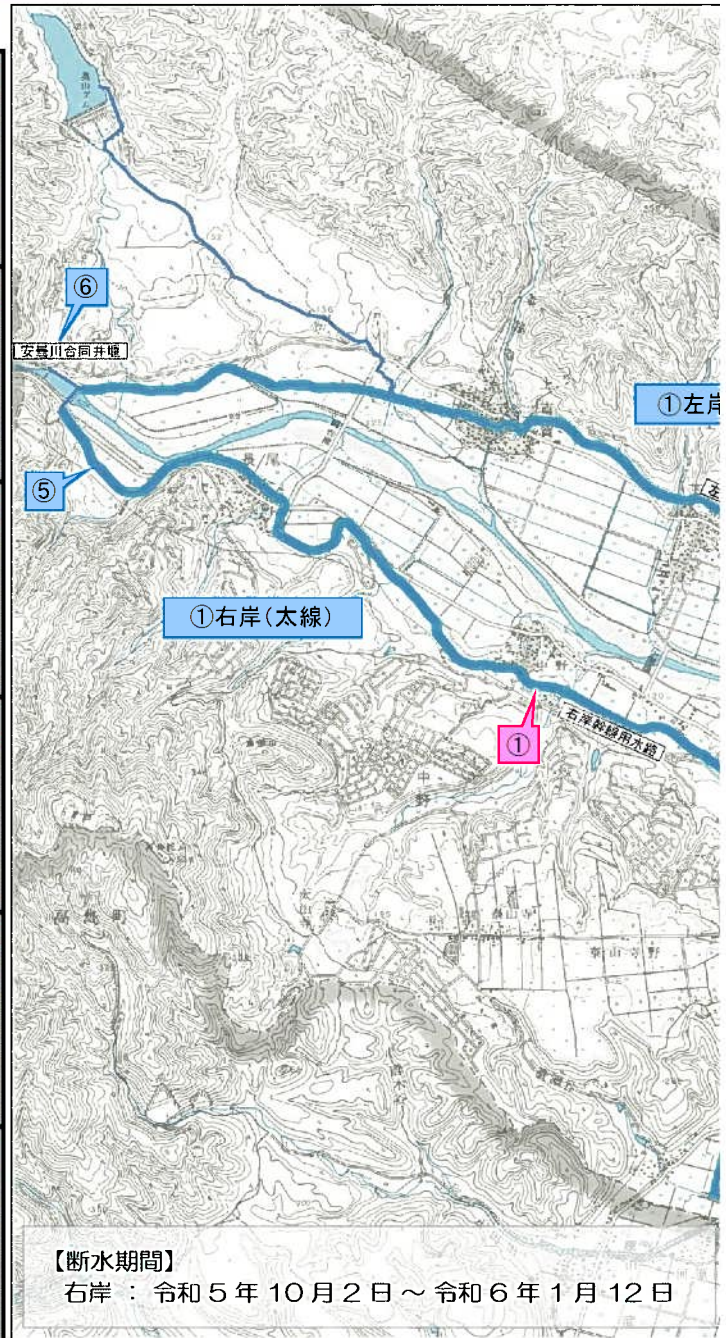
収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1 土地改良事業費収入	56,118,000 円	1 土地改良事業費支出	97,146,000 円
2 兩替事業収入	780,000 円	2 一般管理費支出	37,305,000 円
3 基本財産運用収入	2,000 円	3 土地改良事業負担金支出	14,064,000 円
4 特定資産運用収入	130,000 円	4 借入金返済支出	2,951,000 円
5 補助金等収入	75,692,000 円	5 支払利息	367,000 円
6 交付金収入	5,040,000 円	6 固定資産取得支出	7,000 円
7 審付金収入	1,000 円	7 特定資産積立支出	5,290,000 円
8 雑収入	766,000 円	8 雑支出	82,000 円
9 借入金収入	14,062,000 円	9 予備費	1,000,000 円
10 特定資産取崩収入	2,634,000 円		
11 固定資産売却収入	5,000 円		
12 前年度繰越金	2,982,000 円		
<b>合 計</b>	<b>158,212,000 円</b>	<b>合 計</b>	<b>158,212,000 円</b>

【差引額】 3,351,412 円 を 令和4年度に繰越しました。



## 令和4年度 完了事業

<b>①右岸幹線水路転落防止柵設置工事</b> 転落防止柵設置 総延長 L=368.0m ネットフェンス H1200 L=332.3m チェーン L=35.9m 安全対策施設事業	 <p>① 施行後</p>
<b>②左岸幹線水路法面復旧工事</b> 法面復旧 かご工 幅26m 高さ5m 農業水路等長寿命化事業	 <p>② 施行後</p>
<b>③左岸4号連絡水路改修工事</b> 水路改修 フリューム水路 (B)800 × (H)600 L=74.0m 土地改良施設維持管理適正化事業	 <p>③ 施行後</p>
<b>④田中井幹線水路補修工事</b> 水路補修 L型水路 (H)600 L=28.0m 土地改良施設維持管理適正化事業	 <p>④ 施行後</p>
<b>⑤平井取水ゲート改修工事</b> 水門改修 ステンレス製ラック式スライドゲート (W)950 × (H)650 1門 土地改良施設維持管理適正化事業	 <p>⑤ 施行後</p>
<b>⑥北畑井幹線水路改修工事</b> 水路改修 三面張水路 (B)800 × (H)400 L=28.5m ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	 <p>⑥ 施行後</p>



## かんがい事業の補助金について

安曇川沿岸土地改良区では、受益地内の集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合を対象に水路の整備補修等に係る事業費に対して補助金を交付しております。

ただし、多面的機能支払交付金を受けている事業は対象外となります。

※ 補助金交付には集落から要望書の提出が必要となりますので、詳細は改良区までお問合せください。

## 【 要望書提出期日 】

令和6年度実施予定の場合  
 令和5年12月末日まで

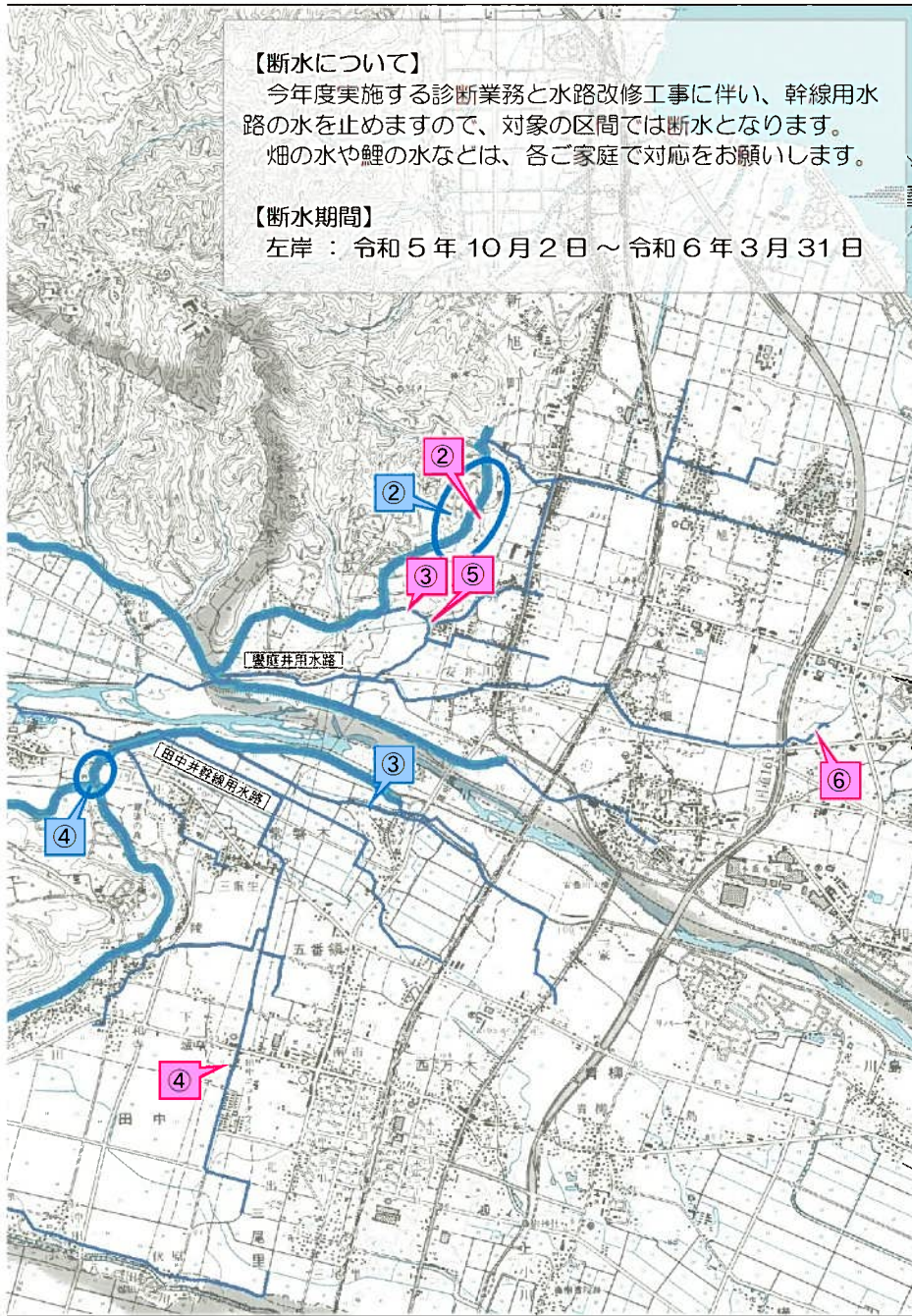
対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 ≪集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合≫
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が10万円以上の事業

	対 象 経 費	補 助 率	限 度 額
①	用排水路の整備補修に係る事業費 (地元100%負担)	対象事業費の 30%以内	40万円以内
②	用排水路の整備補修に係る事業費 (県又は市の補助を受ける)	県または市補助事業 残の30%以内	30万円以内
③	県営幹線水路沿いの 防草シート敷設に係る事業費	対象事業費の 50%以内	20万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助対象者に対し補助するものとします。



## 令和5年度 実施予定事業

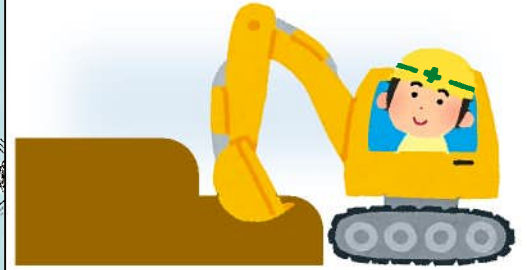


**【断水について】**

今年度実施する診断業務と水路改修工事に伴い、幹線用水路の水を止めますので、対象の区間では断水となります。畑の水や鯉の水などは、各ご家庭で対応をお願いします。

**【断水期間】**

左岸：令和5年10月2日～令和6年3月31日



<b>①機能保全計画策定業務</b>
機能保全計画策定 一式 (右岸・左岸幹線用水路の診断調査)
農業水利施設保全合理化事業
<b>②左岸幹線用水路 サイフォン等改修事業計画策定業務</b>
施設計画策定 一式
農業水利施設保全合理化事業
<b>③十八川用水路改修工事</b>
水路改修 L=30.0m
農業水路等長寿命化事業
<b>④円形分水・右岸支線附帯ゲート塗装補修工事</b>
ゲート塗装補修 一式
土地改良施設維持管理適正化事業
<b>⑤長尾ポンプ場揚水管改修工事</b>
揚水管改修 一式
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業
<b>⑥安曇川合同井堰水位計交換工事</b>
水位計遠隔監視装置更新 一式
ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

## 令和5年度 県営かんがい排水事業等の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設保全型 安曇川左岸2期地区	県営左岸幹線 用水路改修	平成26年度 ～ 令和5年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	667,000,000 (円)	55,200,000 (円)	4,140,000 (円)	用水路工 L=81.9m 用地補償・測量試験
県営農業用河川 工作物応急対策事業 (安曇川地区)	床止工護岸・護 床ブロック改修	令和4年度 ～ 令和8年度	安曇川町 長尾地先	1,323,000,000 (円)	15,000,000 (円)	- (円)	基本設計
基幹水利施設保全型 安曇川沿岸2期地区	隧道工等改修	令和5年度 ～ 令和9年度	安曇川町 上古賀地先	691,000,000 (円)	20,000,000 (円)	1,400,000 (円)	実施設計
基幹水利施設保全型 安曇川左岸3期地区	管水路改修 法面補修	令和5年度 ～ 令和7年度	新旭町 安井川地先	72,600,000 (円)	20,000,000 (円)	1,200,000 (円)	実施設計

工事中は周辺の方々に迷惑をおかけする場合がございますが、ご理解とご協力いただきますようお願い致します。



## こんなときは届出が必要です



### ● 組合員の変更

組合員に変更がある場合は、改良区に届出をお願いします。

・ 耕作者の変更	違う人に耕作してもらう、所有者に返す など
・ 農地の移動	売買、賃貸借、交換 など
・ 名義変更	経営移譲、生前贈与、組合員の死亡 など
・ 住所変更	

**組合員資格得喪通知書** を改良区に提出ください

※ 改良区に用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。  
農業委員会や共済への届出とは別に、改良区にも届出をお願いします。  
※ 締切を過ぎて提出された場合は、翌年度の変更となります。

令和6年度(4月)から変更する分 **令和6年3月31日** 締切

#### ◆ 農地中間管理機構を経由する場合

- ・ 改良区への届出がなくても、中間管理機構からの報告によって、受け手の方が改良区の組合員となります。
- ・ 機構との契約中は、他の方への耕作権移転を受付できません。(賦課金について事前に考慮したうえで契約をお願いします)

#### ◆ 耕作移転や売買を行うときの注意

- ・ 土地改良法第42条第1項の規定により、滞納賦課金がある場合は、新資格者に承継されます。

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。また、組合員の方には、1月に送付する証明書に用紙を同封します。変更がある方は、是非ご利用ください。

### ● 農地転用(地区除外)について

田から地目を変更する場合は、改良区への届出が必要です。  
転用が可能かどうか、事前に改良区までお問合せください。

- ・ 田を宅地等へ転用、地目の変更
- ・ 公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)

**農地転用等の通知および意見書交付願**

を改良区に提出ください

(該当地区のみ、「地区除外申出書」の提出も必要です)

**地区除外決済金** と引換えに、意見書を発行します

※ 意見書は、農業委員会への届出に必要な書類です。

#### ◆ 地区除外決済金について

- ・ 農地転用の際は、土地改良法第24条の規定により、面積に応じて地区除外決済金を納付していただく必要があります。
- ・ 決済金単価には物価上昇率などが含まれており、年度ごとに変動します。

#### ◆ 注意事項

- ・ 公共用地買収の場合(寄付含む)でも決済金の納付が必要です。
- ・ 地区から除外されるのは翌年度からとなりますので、届出のあった年の賦課金は一年分納付していただく必要があります。
- ・ 青地農地の転用を検討されている場合は、事前に改良区へお問合せください。
- ・ 地目変更をする際、「地区除外」の申請がない限り賦課金がかかりますので、ご注意ください。
- ・ 面積が1,000㎡以上の場合、意見書発行までに一週間程度要する場合があります。

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

令和5年度  
決済金単価 **1㎡あたり 218円**

### ● 口座振替の新規契約、振替口座の変更

**口座振替依頼書** を金融機関に提出ください

※ 印鑑の照合がありますので、金融機関に直接提出をお願いします。  
専用の用紙がございますので、改良区までご連絡ください。

【口座振替ができる金融機関】

レーク滋賀農協、滋賀銀行、関西みらい銀行  
滋賀県信用組合、ゆうちょ銀行

【振替指定期日】

・ 前期：4月末日 ・ 後期：11月末日 (休日の場合は翌営業日)

※ 再振替は行っておりません。

※ 口座振替にかかる手数料は、改良区で負担しております。

改良区の賦課金は**4月1日**が基準日となります

**耕作権の移動、名義変更、  
売買や農地転用(地区除外)など**

次年度に組合員の変更がある場合は、

**3月末日までに提出を!**

- ・ 基準日を過ぎると、組合員の変更は翌年度となります。一年間の賦課金が従前の方にかかりますので、ご注意ください。
- ・ 地区除外決済金の単価も、4月1日を基準に変更されます。

## 賦課金について

### ● 転作による減額について

当改良区では転作がある場合、賦課金の減額を実施しております。

農業共済の細目書をもとに確認しますので、細目書に転作の記載が無い場合は減額となりません。

#### 減額となる条件：農業共済の細目書に転作の記載がされていること

- ※農業共済の細目書にない土地は対象になりません。
- ※申請の内容により減額の対象とならない場合があります。(右記参照)
- ※改良区へ直接申出されても減額の対象にはなりません。

#### 減額となる時期：11月（後期の賦課金を減額）

- ※4月にお知らせしている賦課金額は、減額前の金額です。
- ※賦課金を全納された方で転作がある場合は、減額分を還付します。

○	減額になる例	○
	保全管理(全部)(部分) 小豆、大豆、大根などの作物名 自家用野菜 景観レンゲ、景観コスモス 農業用施設用地	など

×	減額にならない例	×
	主食用米、加工用米 WCS用米、飼料用米 新規需要米(輸入用) 青刈(助成金対象外) 多収性専用品種(飼料用米) 飼料作物(耕畜連携 資源循環対象) 調整水田(全部)(部分) 養魚池、養魚水田	など

### ◇ 細目書について

農業共済の細目書は、毎年5～6月頃に各集落で取りまとめられています。

細目書を変更する場合は、集落の農事さんにお伝えしてください。

また、遠方にお住まいの方は、農業共済から直接細目書を送付していただくよう手配することも可能ですので、改良区までご相談ください。

### ◇ 転作の確認について

毎年9月頃に細目書データの提供を受けて、転作の確認を開始します。

転作がある場合は、事業賦課金を半額とし、後期の納付金額を減額します。

細目書に記載されていない場合は、減額になりませんのでご注意ください。



### ● 令和5年度 後期 賦課金 について

令和5年度より、転作による還付業務の軽減を図るため、年賦課額が1万円未満の方は後期一括へと変更させていただきました。納入時期にご注意いただき、期日までに納入いただきますようご協力をお願いします。

また、転作がある場合は、4月にお知らせした金額から転作分を減額して納付書が発付されております。納付書の裏面に賦課土地の明細が記載されておりますので、どの土地が転作となっているか等をご確認いただけます。

納入期日	後期	令和5年11月30日
------	----	------------

◇ 期日を過ぎても納入の確認ができない場合、督促状を発付します。

◇ 令和5年度 経常賦課金 10aあたり 2,600円 (前年比 200円増)  
(賦課金の改定は、今年度が最終となります)

**納入期日までの納付にご協力をお願いします**

改良区では、納付の手間が省ける 口座振替 をおすすめしております

★ 名義や住所、口座に変更がある場合は、改良区までご連絡ください。

### 賦課金 について

#### 【単価】

経常賦課金：2,600円 / 10a 当り  
 事業賦課金：4,000円 / 10a 当り (転作の場合、後期で半額)

#### 【基準日：4月1日】

毎年、4月1日を基準に賦課金が算定されます。  
 4月時点の賦課金額は、減額調整前の金額となります。

#### 【納入の時期】

- ・年賦課額が1万円以上：前期・後期に分割
- ・年賦課額が1万円未満：後期に一括

前期(4月) 納入期日：4月末日  
後期一括の方には、賦課金額のお知らせを送付します。

後期(11月) 納入期日：11月末日  
転作がある場合、減額調整します。

#### 【督促状】

賦課金納入が確認できない場合、督促状を発付します。  
 督促状が発付されると、手数料100円が加算されます。

#### 【納付済証明書】

毎年、1月中旬に納付済証明書を発行します。



## 改良区からのお知らせ

### ● 幹線用水路 水路清掃について

水路清掃は 毎年 7 月 と 3 月 の 第 3 日曜日 に実施します。

- ・ 事前に連絡調整員の方に水路清掃のお知らせと同覧文書を送付します。
  - ・ 水路清掃当日に限り、一日保険に加入します。
- (別日に作業を予定されている場合は、事前に改良区までご連絡ください)

【今後の予定】

春期： 令和 6 年 3 月 17 日

夏期： 令和 6 年 7 月 21 日



※ 水路清掃の前日に幹線用水路の水を止めます。  
鯉の水などは、各ご家庭で対応をお願いします。

- ◆ 改良区では、幹線用水路沿いの防草シート敷設にかかる事業費に対し補助金を交付しております。(4ページ参照)  
検討される集落がありましたら、改良区までお問合せください。

水路には絶対近づかないでください



改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。特に、台風や豪雨で増水した水路には絶対に近づかないでください。

★ 組合員に変更がある場合は、改良区まで届出を！  
(各種届出については、6ページをご覧ください)

改良区へのお問合せは、

0740 - 33 - 0009 まで

### ● 水管理について

◆ 公平な配水を実施するため 用水のかけ流しはやめましょう！

かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。

◆ ゴミや草、雪などを水路に落とさないでください！

水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。

◆ 豪雨時の堰板は各々適切な管理を！

豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべてのほ場に水が行き渡るよう、適切な水管理にご協力をお願いします。

かけ流しをしない！



適切な水管理にご協力ください



水と土のネットワーク  
安曇川沿岸

【発行所】 安曇川沿岸土地改良区

【発行人】 理事長 中川幸雄

【住所】 〒520-1202

滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1

【電話】 0740-33-0009

【FAX】 0740-33-0093

【Eメール】 mail@adogawaengan.com

【ホームページ】 https://www.adogawaengan.com



◆ 改良区からのお知らせ配信中 ◆

下記のQRコードから登録できます



LINE  
友だち追加



メール  
配信登録

